

# 神戸港コンテナターミナル安全基準

平成9年4月1日制定

平成22年12月1日改訂(下線部分)

## 第一章

(目的)

### 第1条

この安全基準は、神戸港コンテナターミナル及び公共埠頭に於いて、専らコンテナを取扱う作業場における、労働災害防止に関する必要な事項を定め、これにより安全・快適な職場環境の形成を促進し、安全作業を推進することを目的とする。

(遵守義務)

### 第2条

神戸港コンテナターミナル及び公共埠頭に於いて、専らコンテナを取扱う作業場の業務に従事する者、並びに一般歩行者、一般通行車両等全てが、互いに協力してこの安全基準を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

(心構え)

### 第3条

災害防止は、機器の取扱い基準、車両の運転基準等を順守して万全を期するとともに、一旦発生の場合は、適切な判断による迅速適確な指揮、敏速な行動により、損害並びに損傷を最小限に止めるよう心掛けること。

(法令その他との関係)

### 第4条

この基準に定めのない事項については、法令に定めるところによる他、コンテナ荷役災害防止対策要綱、ストラドルギヤリヤー安全対策要綱、安全作業標準書等、事業所に於ける各々の「安全基準」等によるものとする。

## 第二章 一般基準

(作業場の整備及び整理整頓、その他)

### 第5条

(1) 作業場は、常に十分な照明を確保すること、又夜間作業については、ヤードの必要な照度を確保するとともに、作業者等に反射塗料を塗布した保護帽、ジャケットを着用させること。

(2) 荷役機器の稼働区域と車内通行路、歩道を表示、仮柵等により明確に区分すること。

(3) トランステナー、ストラドルキャリヤー、トラクターシャーシ、フォークリフト等の走行する作業場は、極端な凹凸の無いように整備に努める。

(4) 作業場が漏洩油、凍結等により、滑りやすくなっている場合は、滑り止めの処置をとること。

(5) 作業場付近にある障害物は、即刻取り除き、整備しなければならない。

(6) 作業場から出るゴミ、不要廃棄物等は各々の容器にとりまとめ所定の場所に投棄すること。

(保護具、服装)

## 第6条

- (1) 保護具は、充分常備し整備しておくこと。
- (2) 作業にあたっては、作業に適した服装、保護帽、安全靴、脚絆、呼吸用保護具、その他定められた保護具を、正確に着用すること。  
(クレーン、車両機器、用具等の整備、定期点検、自主検査等)

## 第7条

- (1) 各車両機器、用具類は取扱説明書、その他定められた方法により、充分整備点検されていなければならない、特に、使用前後に於いては、入念に点検すること。
- (2) トランステナー、トラクターシャーシ、フォークリフト、ストラドルキャリア等、の荷役機器類は法令に基づく、定期点検、自主検査等を行わなければならない。

(運転者の遵守事項)

## 第8条

- (1) 各種車両運転者は、関係法令で認められた有資格者で運転中は必要な免許証等を携帯しなければならない。ストラドルキャリアの運転手については、「ストラドルキャリア運転業務教育」修了者をつけること。
- (2) 乗車席以外の箇所に、許可なくして人を乗せてはならない。
- (3) ヤード内及び作業場に於ける運転速度は、各々のヤード内及び作業場で定められた速度を守らなければならない。
- (4) ヤード内及び作業場で定められた、標識、表示に従うこと。
- (5) 構造上定められた最大荷重等の能力を超えて使用しないこと。
- (6) 要所での指差呼称確認を確実に励行すること。

(歩行者)

## 第9条

- (1) 歩行者は、定められた区域を通行すること。それ以外の場所では、警備員又はヤード関係者の指示に従って、ストラドルキャリア、トランステナー、フォークリフト、トラクターシャーシ等車両の動向に充分注意しつつ通行すること。
- (2) ヤード内を通行する際は要所での指差呼称確認を励行すること。

## 第三章 機器及び車両運転基準

### 第1節 ストラドルキャリア運転基準

(稼働管理者及び計画)

## 第10条

- (1) 稼働管理者を選任し、稼働計画を策定すること。稼働管理者は、荷役・運送業者、検数検定、関連業者に稼働計画に基づく作業の連絡調整を図ること。
- (2) 作業指揮者を選任し稼働計画に基づく作業指揮を行うこと。
- (3) 稼働区域と、車両通行路・歩道を表示等により明確に区分すること。人、車両に接触する危険がある場所では、誘導者を配置すること。この場合誘導時の合図を統一的に定めておくこと。

(点 検)

#### 第 11 条

ストラドルキャリアーを用いて作業を行うときは、作業を開始する前に点検表に基づいて点検を行わなければならない。

(発進の合図及び前方確認)

#### 第 12 条

運転席での安全確認はもとより、死角方向については運転席を離れてよく周囲の安全を確認してから、必ず警笛を鳴らし円滑に発進させること。

(ベイ等進入及び脱出時)

#### 第 13 条

- (1) 進入時は直進及び前進を原則とする。但し、止むを得ない場合はこの限りでない。
- (2) スペースの許す限り大きく旋回し、出来るだけ見越し線内に入って直進すること。
- (3) 脱出時は直進及び後進、徐行を原則とする、但し止むを得ない場合はこの限りでない。
- (4) ペイの出口付近に於いては、人又は他の車両等のいないことを充分確認し脱出すること。

(優先順位)

第 14 条 本船荷役に僕わるストラドルキャリアーを優先とするが、常に互いの安全を確保しべから脱出すること。

(運転上の注意、その他)

#### 第 15 条

- (1) ストラドルキャリアーの下には人を立ち入らせないこと。
- (2) ベイ脱出時など、必要に応じて警笛を鳴らすこと。
- (3) 運転中は、急発進、急停車、若しくは高速旋回等、車体に急激なショックを与えぬよう操作すること。
- (4) 走行中は、常にコンテナを安全な範囲で、極力下げること。
- (5) ヤード内走行面に凹凸のある場所では徐行すること。
- (6) 走行中は常にコンテナを水平に、適切な位置に保持すること。
- (7) スプレッダーの巻き上げ、巻き下げ時には、チェーンレバーを中立に保つこと。
- (8) 運転者が運転席を離れる場合には、スプレッダーを最下位まで下げ、サイドブレーキを確実にかけ、且つエンジンを完全に停止させ、その他必要に応じて逸走を防止する措置を講じること。
- (9) ストラドルキャリアーには、死角をできるだけ少なくするため必要に応じてミラーを設置すること。

## 第 2 節 トラクターシャーシ運転基準

(点 検)

**第16条** トラクターシャーシを運転する場合、始業前、終業後に於いて点検表に基づいて点検を行い、正常で安全な状態であることを確認しなければならない。

(連結、切離し時)

### 第17条

シャーシの連結及び切離しを行う場合には、次の事項に注意すること。

(連 結)

- (1) シャーシに対し真直ぐバックし、シャーシピンがカプラーの中心にくるよう操作し、連結をすること。
- (2) シャーシブレーキ、サイドブレーキを掛け、エンジンを止め降車し、連結を確認すること。
- (3) ブレーキホースをセットし、ブレーキ用エアークックを開けること。
- (4) シャーシの脚を巻き上げること。
- (5) シャーシブレーキを掛け、ゆっくり前進し、完全に連結されたか確認すること。

(切 離 し)

- (1) シャーシとトラクター部分を真直ぐに停車させること。
- (2) シャーシブレーキ、サイドブレーキを掛け、エンジンを止め降車すること。
- (3) シャーシの脚を巻き下げること。
- (4) シャーシブレーキ用エアークックを閉め、エアークックを外すこと。
- (5) 連結ピンを外しシバーを引き、外しの確認をすること。
- (6) ゆっくり前進し、カプラーから切り離されたか確認すること。

(走 行 時)

### 第18条

(1) ヤード内走行時は、積載の有無に関係なく、安全且つ確実に停止できる速度で走行すること。

(ヤード内基準速度厳守)

- (2) ヤード内走行時はトランステナー、フォークリフト、外来シャーシ等の動向に充分注意し走行すること。
- (3) ガントリー下、レーン内、空コンテナヤード等を走行する際は、急発進、急停止、急ブレーキ、急旋同等急の付く運転は避ける。又十分な車間距離を保って走行すること。
- (4) レーン出入口等要所要所で一旦停止、左右確認、徐行等確実に行うこと。
- (5) 運転者が運転席を離れる場合には、サイドブレーキを確実にかけ、且つエンジンを完全に停止させること。

## 第3節 フォークリフト運転基準

(点 検)

### 第19条

フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業を開始する前に点検表に基づいて点検を行わなければならない。

(走行、作業時)

## 第 20 条

- (1) フォークリフトの許容荷重、その他の能力を超えて使用してはならない。
- (2) 制限速度を守って走行し、旋回する時は、必要に応じ速度を落とすこと。
- (3) 2 台以上のフォークリフト等が走行する場合、優先順位等を定め、衝突、接触の防止に努めること。
- (4) パレットに積載された貨物を運搬する際、転落防止に必要な措置を取ること。
- (5) テレスコピック式フォークリフトを使用する際は、ロックランプ、着床ランプ等表示板の確認、マスト及びチルト操作を確実に行って作業すること。
- (6) 運転者がフォークリフトを離れる時は、フォーク等を床面におろし、サイドブレーキを確実にかけ、エンジンを止め、キーをとり外すこと。
- (7) コンテナのドアサイドと C F S の床面が接続するところは、フォークリフトが安全に出入りできるよう密着していること。
- (8) フォーク、テレスコ等により支持されている吊り荷の下には、立ち入らないこと。

## 第 4 節 トランステナー運転基準

(運転前、特に注意すべき事項)

### 第 21 条

- (1) テナー搭乗時、機器足回りの障害物の有無の確認、タイヤの状態(パンク空気圧)の点検及び主巻ワイヤーの点検を行うこと。
- (2) 始業点検表に基づいて点検を行い、各作動部の異常の有無をチェックし馴染らし運転を充分行うこと。
- (3) 運転準備完了後、各種表示ランプ・メーターの点検を行い、点検表に基づく点検(横行・主巻・スプレッダー伸縮・ツイストロック・フリッパー上下・走行等)を行うこと。

(走行時)

### 第 22 条

- (1) スプレッダーを規定の位置まで巻き上げ、トロリーを走行できる位置まで移動させること。
- (2) 走行時は周囲の安全(運転室側走行路の障害物、前方のテナーの動向等)を確認し、警報をならして走行すること。
- (3) 走行中は、切迫した危険を避けるため、非常操作を行う場合を除き、急激な加減速を行ってはならない。
- (4) 走行の場合原則として荷重を加えたままの走行は禁止する。
- (5) タラップ等に、人を乗せて走行してはならない。

(横行時)

### 第 23 条

- (1) 運転者は、急激な加速及び停止を避けること。
- (2) B A Y コンテナのはい付け状態等周囲の状況を確認し安全に作業すること。
- (3) トレーラー等の運転席の上方を吊られたコンテナが移動しないようにすること。

(巻上げ、巻下げ)

#### 第 24 条

- (1) クレーンの巻上げ、巻下げ、横行又は走行の操作を原則として、2 以上同時に行わないこと、又急激な加減速を行ってはならない。
- (2) スプレッダー及びコンテナの着床時、離脱時特にシャーシ上では、小刻みな操作でしかも円滑に動かすこと。
- (3) コンテナを吊り上げる前にスプレッダーが確実にコンテナに装着されていることを、確認ランプ等により確認すること。
- (4) 荷筋、荷振れの荷の下からの退避を確実に確認して作業を行うこと。

(シャーシへのコンテナの積卸)

#### 第 25 条

- (1) シャーシが適正な位置にあることを確認したうえで作業すること。
- (2) シャーシへの衝撃を考慮して、シャーシ上での一旦停止、確実な地切り等充分小刻みな操作で作業すること。

### 第 5 節 ガントリークレーン運転基準

(運転前、特に注意すべき事項)

#### 第 26 条

- (1) 馴らし運転を充分に行い、各作動部の異常の有無をチェックすること。
- (2) 着床ランプ、ロックの確認ランプ、その他のランプ等が正常に作動していることを確認すること。

(走行時)

#### 第 27 条

- (1) 走行時には関係者に移動することを知らせ、周囲の安全を確認し、警報を鳴らして走行すること。
- (2) 走行する際は、ブームを水平にするか、又は完全に上げ切り、ラッチが掛かっていることを確認すること。
- (3) クラップ等に人を乗せて走行してはならない。

(横行時)

#### 第 28 条

- (1) 運転者は、急激な加速及び停止を避けること。
- (2) 人、又はストラドルキャリア及び車両等の上を山越しにスプレッダーを横行させないこと。
- (3) トレーラー等の運転席の上方を、吊られたコンテナが移動しないようにすること。

(巻上げ、巻下げ時)

#### 第 29 条

- (1) コンテナを吊り上げる前に、スプレッダーが確実にコンテナに装着されていることを、確認ランプ等により確認すること。
- (2) スプレッダー及びコンテナの着床時、離脱時は小刻みな操作で、しかも円滑に動かすこと。
- (3) クレーンマンは、デッキマンの指示によって巻上げ、巻下げを行うこと。



(4) クレーンの巻上げ、巻下げ、横行又は走行の操作を原則として、2以上同時に行わないこと。又急激な加減速を行ってはならない。

(5) 荷筋、荷振れの荷の下からの退避を確実に確認して作業を行うこと。

#### 第四章（規定なし）

#### 第五章 ヤード内の作業

##### 第1節 ヤード内の作業

（作業計画、方法、配置等）

##### 第30条

(1) ヤード内で行う作業は、あらかじめ担当者（ヤードコントローラー、プランナー等）が場所の設定、貨物の種類使用機器等を勘案して作業計画を立て、その内容を作業関係者に周知徹底させること。

(2) 蔵置するコンテナ間の間隔を適切に確保し、荷役中のコンテナが、蔵置中の他のコンテナに接触しない作業方法、及び配置をすること。

(3) トレーラーの待機場所等、シャーシ通路側の直近横のコンテナは、原則として2段までとすること。

(4) コンテナとトレーラー等との相対位置の調整のための補助装置（ビデオ、カメラ、電子ビーム方式等）の実用化に応じ、これらの装置の導入を検討すること。

(5) クレーン下、及びシャーシ通路でのトレーラー等の待機時間の短縮と安全を図るため、信号機の設置をはじめとした設備の改善を図ること。

（作業指揮者）

##### 第31条

(1) 作業指揮者を選任し、作業計画に従ってヤード作業を円滑に遂行すること。

(2) 作業計画の変更、或いは特殊な作業の実施等については、その都度作業関係者に知らせ安全のための措置を講じること。

（ヤード内特殊作業）

##### 第32条

(1) ヤード内で特殊作業を行うときは、作業現場付近にストラドルキャリア、トランステナ等から容易に確認できる標識を設置すること。

（荒天対策等作業）

##### 第32条の2

ヤード内で蔵置コンテナに固縛作業を行うときは、高所での作業を回避できる器具等により、墜落危険のない処置を施し作業を行うこと。

##### 第2節 ゲートチェック

（心得）

##### 第33条

(1) トラクターヘッド、シャーシ等が安全に通行できるようゲート付近を整理整頓し、安全確認の上通行させること。

(2)チェックマンは、トラクラーヘッド、シャーシ等のゲート到着時には、エンジン停止及び安全確認の上、コンテナをチェックすること。

(発車合図)

#### 第34条

ゲートチェック責任者は、天井、下回りのチェックマンの諸作業終了をランプ及びブザー等で確認の上、発車の合図をすること。

### 第3節 ヤードマン(誘導者)

(機器運転者の補助)

#### 第35条

ヤードマンは、機器運転中スムーズな運行ができるよう補助するとともに歩行者及び他の車両の有無を確認し、運転者が安全に運行できるよう細心の注意を払い、必要な指示、合図をすること、又誘導時の、合図を統一的に定めておくこと。

(構内整理)

#### 第36条

ヤードマンは、すべての車両、歩行者、特殊作業関係者が、危険な場所(定められた以外の場所)に侵入した場合、直ちに定められ場所に退避させなければならない。

(本船作業時)

#### 第37条

ヤードマンは、作業指揮者から無線等による安全のための指示に従い作業を遂行しなければならない。特にコンテナクレーン走行時には、走行レール上及びその周辺の障害物を除去し、クレーン運転者へ安全に必要な指示、合図をすること。

## 第六章 本船作業基準

### 第1節 船内荷役作業主任者

(船内荷役作業主任者の表示)

#### 第38条

所定の舷門表示、腕章等を用いて、その氏名を関係者に周知徹底させなければならない。

(船内荷役作業主任者の任務)

#### 第39条

- (1)本船の係留状態を常に確認し、異常を認めた場合は、直ちに本船当直者に連絡し、正常に復させる様に努めること。
- (2)本船荷役作業中、付近で修理作業等他の作業を行っている場合は、本船乗組員及び他の関係者等に注意を喚起し、安全に必要な措置を講じること。
- (3)本船上で荷役作業開始前に可能な限り船体及びコンテナ等に異常のない事を確認することに努める。又、異常を発見したときは速やかに本船当直者及び作業指揮者に連絡し、安全に必要な指示をうけること。



(4)常に甲板上からあらゆる感覚で認識できるクレーン各部の状態及び、周囲の状況に注意すると共に、異常を発見した場合、直ちに作業指揮者に連結し、安全に必要な指示を受けること。

(5)ラッシャーが、安全確保に必要な事項を遵守するよう常に監督指導すること。

(6)ハッチ開口部には墜落防止の処置を講じること。

## 第2節 デッキマン

(安全確認及び合図)

### 第40条

常にクレーンマンから見える安全な場所に位置し、安全確保に必要な全ての確認を行い、クレーンマンに的確且つ迅速に所定の合図又は無線を用いる等して連絡をすること。

## 第3節 船内荷役作業

### 第41条

2004年11月30日付け「コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物等の取扱の安全基準に関する確認書」を作業基準原則とする。

(コンテナ上への昇降)

### 第41条の2

甲板上のコンテナ天井に昇降する場合は、本船昇降塔、移動梯子またはクレーンのスプレッダー（プラットホーム付）あるいはコンテナ型昇降機を使用すること。

(コンテナ上等、高さ2メートル以上の墜落危険場所からの墜落防止)

### 第42条

(1)保護帽は、飛来落下・墜落時保護兼用物を使用する。尚、現行上記保護帽が無い場合は、新規に購入する際上記のものと都度取り替えること。

(2)移動梯子等については滑動防止措置を行うこと。

(3)夜間作業における、照明の保持については、ベッドランプ、懐中電灯のみならず、固定型の照明設備を設け、作業に必要な照度を確保すること。

(4)高さ2メートル以上の墜落危険場所には、手すり等を設ける。これが困難なときは、安全带、防網等を使用する。安全带を使用するときは、取り付け設備を設けること。

(5)墜落の危険のあるハッチコーミング等開口部端には、必ず手すり等の墜落防止措置をすること。

(6)コンテナ上での作業を極力禁止し、やむを得ない作業については安全带を使用する。この場合安全带の取り付け設備を工夫して設けること。

(天候の変化による作業の中断)

### 第43条

風雨、降雪により気象状況が変化した場合、作業指揮者及び現場関係者が甲板上及びコンテナ上の作業が危険であると判断したら、直ちに作業を中止し、必要な対策を講じなければ作業を続行することは出来ない。

(ラッシング用具、資材、作業用具等の取り扱い)

#### 第 44 条

(1) ラッシング用具等を上げ卸ろしする場合には、必ずロープ等を使用し、投げ上げ、投げ下ろしはしないこと。

(2) ラッシング作業終了後は、各ベイ毎に周辺のラッシング用具等を片付け、荷役作業及び歩行に支障のないよう所定の場所に格納し、整理整頓すること。

(作業場立ち入り禁止)

#### 第 45 条

ラッシング作業等を行っている場合には、関係者以外はみだりに立ち入らないこと。

### 第七章 CFS 作業基準

(整理整頓)

#### 第 46 条

荷役機械類、道具又はパレット等は、常に所定の場所に整理整頓しておくよう心掛けること。

(外来車の誘導)

#### 第 47 条

貨物搬出又は一般業務のために往来する外来車の誘導、構内の通行標識等交通の安全に必要な措置を講じること。

(作業照明及び換気)

#### 第 48 条

作業に十分な明るさを保つための照明の確保及び荷役機器による排気ガスが、滞留せぬよう換気に努めること。

(はいの崩壊及び偏心荷重等の危険防止)

#### 第 49 条

(1) はいの崩壊または荷の落下により作業員に危険を及ぼす恐れのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、ネットを張り、くい止めを施してはい替えを行う等、危険を防止するための措置を講じなければならない。

(2) コンテナへの貨物積込みについては、重心の片寄りの無いようにすること。

### 第八章 公共埠頭における遵守事項

(同一又は隣接区域での作業)

#### 第 50 条

同一又は隣接区域で異なった業者が同時に作業を行なう場合、事前に関係責任者間で作業計画並びに安全対策についての検討の上適切な措置を講じること。

(仮柵設備及び立ち入り制限)

#### 第 51 条

作業場又は指定した通路には、ロープ等の仮柵を設置し作業には関係者以外の立入りを禁止する等の措置を講じなければならない。但し、次の各項に該当する場合は上記によれないので、万全を期するために監視を強化し、交通整理員等を配置すること。

(1) やむをえず、ストラドルキャリア、フォークリフト等が公道上又は、一般車両等の通行区域で作業を行うとき或いは通行する場合。

(2) 仮柵が他業者の作業を阻害する場合。

(運転者の義務)

#### 第 52 条

運転者は、ヤード内より公道へ出入りする際は、交通整理員の指示に従い、常に公道上では一般車両を最優先とし、安全を確保できる速度で走行しなければならない。

(交通整理員の義務)

#### 第 53 条

交通整理員は、常に周囲の状況に注意し、明確な指示を与え、昼間は信号機、夜間はシグナル灯等を用いて合図すること。

(通行者)

#### 第 54 条

接岸本船に往来する本船乗組員、一般外来者、荷役関係者は、決められた通路又は交通整理員の指示する場所を通行しなければならない。

### 第九章 危険物の取扱い及び貯蔵基準

(危険物の取扱い)

#### 第 55 条

危険物を取り扱う際は消防法及びその他の法令で定められた有資格者があらかじめその品名、性質、取扱方法等の必要事項を所定の場所に掲示し、作業員はその指示に従って作業すること。

(危険物の貯蔵)

#### 第 56 条

危険物の貯蔵は、消防法及びその他の法令等で定められた方法により行なわなければならない。